「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービス利用規約

第１章 総則

（本規約の目的）
第1条 「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用について定めます。
2 「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービス契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

（本規約の範囲）
第2条 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。
2 当社が本サービスの円滑な運用を図るために必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関するマニュアル等は、本規約の一部を構成するものとします。
3 本サービスを利用する為のソフトウェア及び自営宅内機器は、当社が提供するものではありません。地震の到達時間と震度の演算はソフトウェア及び自営宅内機器の提供各社で実施し、当社が実施するものではありません。

（本規約の変更）
第3条 当社は本規約を必要に応じて変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。
2 当社はこの規約を変更するときは、当社のサイト（以下「本サイト」といいます。）による通知のほか、当社が適切と判断する方法で通知するものとします。

（定義）
第4条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IPv6	IPv4 の次期バージョンにあたるインターネットプロトコル
マルチキャスト	複数のあて先に対して一回データを送信すれば、通信経路上のルータがあて先に応じて自動的にデータを複製してくれるため、情報遅延の問題が低減出来る通信手段。但し、個々の通信においてデータが到達したかどうかの確認は行わない為、データが到達したことを保証する通信ではない。
電気通信設備	電気通信を行なうための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
緊急地震速報	地震発生時に震源に近い観測点で得られた地震波を使って震源、地震の規模及び各地の震度を秒単位という短時間で測定し、財団法人気象業務支援センター経由で気象庁から発表される情報 但し、以下のような場合、有効でない事がある 1. 直下型地震の場合など、速報が主要動の到達に間に合わない、もしくは猶予時間が極端に短い場合がある 2. 震度、到達猶予時間などの予測に誤差がある

	3.　地震以外の要因（事故、落雷など）による誤報のおそれがあるなどの原理的限界も存在する 詳細に関しては、気象庁のホームページを参考 （http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html）
緊急地震速報配信サービス	緊急地震速報を、次に定める契約者向けに配信する電気通信サービス （注）本欄に規定する当社が定める契約者は、フレッツ回線に接続ができ、かつマルチキャスト受信が可能な契約を締結している者とします
緊急地震速報配信契約	当社から緊急地震速報配信サービスの提供を受けるための契約
緊急地震速報配信契約者	当社と緊急地震速報配信契約を締結している者
契約者識別符号	緊急地震速報配信契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、緊急地震速報配信サービス契約に基づいて当社が緊急地震速報配信契約者に割り当てるもの
自営宅内機器	緊急地震速報配信契約者が設置する緊急地震速報配信サービスに対応した宅内機器
ライセンス	緊急地震速報サービスを自宅内に受信することのできる権利であって、1 の自営宅内機器ごとに提供するもの
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（本サービスの終了）
第5条　当社は、本サービスの全部又は一部を終了することがあります。
2 本サービスの全部又は一部を終了するにあたり、当社は契約者に対し、その旨を通知します。
3 なお、当社の事情により、緊急やむを得ない場合は、契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部を終了する場合があります。
4 当社は、前3項の規定による本サービスの提供の終了により生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとします。

第 2 章　本サービスの提供区間等

（サービスの内容等）
第6条　当社は、本サービスにおいて契約者が有する自営宅内機器に対し、IPv6 のマルチキャスト技術を用いて緊急地震速報を配信します。
2 マルチキャスト受信が可能なフレッツ回線に対してのみ緊急地震速報の配信を行います。
3 本サービスの特性上、以下の事項が発生する可能性があります。
（1） 情報が、加入者への地震の到達に間にあわないこと。
（2） 誤報や誤差が生じること。
（3） 通信回線の品質によって情報の伝達に遅延がおきること。

第 3 章　契約

（契約の条件）
第7条　フレッツ回線に接続ができ、かつマルチキャスト受信が可能な契約を締結しているものとします。

2 本サービスは緊急地震速報を受信する為のソフトウェアのダウンロード及び設定、自営宅内機器を契約者自身で準備するものとします。また、当社は当該ソフトウェア及び自営宅内機器に関して、一切責任を負わないものとします。
3 本サービスの申込者は、前 2 項の条件及び、第 4 条記載の緊急地震速報の特性及びマルチキャスト通信の特性及び第 6 条の本サービスの内容等について十分理解するものとします。

（契約の単位）
第8条 当社は、1のフレッツ回線契約につき、1の本サービス契約を締結いたします。
2 1のサービス契約で、複数のライセンスを購入する事が出来ます。
3 ライセンス数に関しては、上限を設ける場合があります。その場合は、契約時に提示するものとします。

（本契約の利用申込）
第9条 本サービス申込者は、本規約に同意し、当社が指定する方法かつ当社が定める手順に従って申込を行うものとします。
（販売は、平成 24 年 12 月 28 日をもちまして終了致しました。）

（利用申込の承諾）
第10条 当社は本契約の申込みを承諾した場合は、本サービスの提供をもって通知といたします。本契約は、契約者による本サービスの申し込みの際の、本規約の合意をもって成立します。
2 当社は、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。
⑴ 本契約の申込をした者が、フレッツ回線の契約者と同一の者でないとき。
⑵ 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
⑶ 本契約の申込みをした者が、当社の提供する他のサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
⑷ 契約者が、フレッツ回線の利用を停止されている、又は解除を受けたことがあるとき。
⑸ 申込にあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
⑹ その他当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合。

（利用権の変更）
第11条 契約者が本契約に基づき実施できる利用権の変更には、以下の 3 種類があります。
改称:（個人） 改名した場合 （法人） 会社名／組織名を変更した場合
承継:（個人） 契約者が死亡し引継ぐ場合 （法人） 合併・分割時に新会社となる場合で、新会社にて別組織に契約を承継する場合
譲渡: 自己都合により第三者に譲渡する場合、緊急地震速報契約 1 契約につき、手数料 800 円(税込 864 円)が必要となります。ご利用料金に合算し請求させていただきます。

（契約者の改称）
第11条-1
契約者の氏名名称に変更があったときは、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて緊急地震速報サービスセンタに届け出ていただきます。前項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその責任を一切負わないものとします。

（契約の承継）
第11条-2

相続人又は法人の合併若しくは分割により契約者の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人は当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて緊急地震速報サービスセンタに届け出ていただきます。
前項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその責任を一切負わないものとします。

（利用権の譲渡）
第11条-3
契約者が本契約に基づいて本契約の提供を受ける権利は、当社の承認を受けなければその効力は生じません。
2 本契約の譲渡を受けようとするときは当事者が連署した所定の書面によりこれを証明する書類を添えて緊急地震速報サービスセンタに届け出ていただきます。当社は前項の規定、本契約の譲渡を求められたときはこれを承認します。
ただし次の場合には譲渡を承認しない場合があります。
⑴ 譲渡の申請をした者が、フレッツ回線の契約者と同一の者でないとき。
⑵ 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
⑶ 本契約の申込みをした者が、当社の提供する他のサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
⑷ 契約者が、フレッツ回線の利用を停止されている、又は解除を受けたことがあるとき。
⑸ 申込にあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
⑹ その他当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合。

（契約者が行う本契約の解除）
第12条 契約者は、いつでも本契約の解除を申し出ることができますが、そのことをあらかじめ当社所定書面等で契約者本人から通知していただきます。

（当社が行う本契約の解除）
第13条当社は、第16条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その本契約を解除することがあります。
2 当社は、以下の場合利用停止・契約解除を行う場合があります。
（1）本サービス利用条件であるマルチキャスト受信が可能なフレッツ回線の契約を解約され、又はマルチキャスト受信が可能なフレッツ回線の契約がなく、本サービスを受信できない事実を当社が知った場合。
（2）当社と契約者が電話、電子メール等による連絡がとれない場合。
3 前項のほか、この規約の規定に反する行為であって、当社の業務の遂行上又は当社の設備に著しい支障を及ぼし若しくは及ぼす恐れのある行為をしたときは、本契約を解除することがあります。
4 当社は、前3項の規定により、その本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
5 当社は、前4項の規定による本契約の解除により生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとします。

第4章 利用中止等

（非常事態時の利用の制限）
第14条 当社は、天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他の公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2　当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。
3 当社は、前 2 項の規定による本サービスの利用の制限により生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとします。

（提供中止）
第15条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
⑴ 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
⑵ 天災、地変、その他の非常事態の発生、もしくは発生する恐れがある場合。
⑶ 当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合。
2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
3 当社は、前2項の規定による本サービスの提供の中止により生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとします。

（利用停止）
第16条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止する事があります。
⑴ 第10条（利用申込の承諾）第2項の各号の規定に該当するとき。
⑵ 第21条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
⑶ 第23条（禁止事項）の規定に違反したとき。
⑷ その他、法令に違反したとき。
⑸ 前4号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたと当社が判断したとき。
2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りでありません。
3 当社は、前2項の規定による本サービスの利用の停止により生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとします。

第 5 章 料金等

（料金及び工事に関する費用）
第17条 契約者は、当社が開通案内を発送した 7 日後の属する月の翌月から、契約者が本サービスの解約行為を行うまでの期間内の支払いを要します。初月無料の利用は、初回 1 回限りとします。解約の場合、月末廃止となり日割計算は行いません。なお、初月無料の重複利用が判明した場合、当該重複利用期間の利用料金を全額請求し、利用者はこれを支払うものとします。また、以降の本サービスの利用をお断りする場合があります。

通常料金
　初期費用：無料
　月額料金：500 円（税込 540 円）
　最新の情報はサイトにてご確認ください。
　http://506506.ntt.com/internet/jishin/charge.html

1.本サービスの料金及び工事に関する費用は、本サービスの利用の際に当社が本サイトにおいて契約者にお知ら

せいたします。
2.契約者は、本サービスの料金を当社が指定する方法で回収することを異議なく承諾して頂きます。
3.消費税相当額を当社の機器により計算することとし、契約者は、当該消費税の支払いを要します。
4.契約者は、本サービスの料金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。
5.契約者が当社IP通信網サービス契約約款に定める第 2 種契約者である場合、本サービスの料金について請求事業者(NTT ファイナンス株式会社)に譲渡することがあります。この場合、契約者は当該譲渡について承諾していただきます。なお、当該料金に係る支払期日・支払方法等については IP 通信網サービス利用料金と同様とします。
6.前項の場合において、当該譲渡債権の請求及び回収に用いるため、契約者は当社が請求事業者に対し必要な契約者の情報を提供することを承諾いただきます。
7.当社 IP 通信網サービス契約約款に定める第 2 種契約者以外の契約者は、当社の指定する請求方法により、当社が定める期日までにお支払いただきます。

(非保証)
第18条　当社は、理由の如何を問わず、本サービスの品質、正確性(地震発生時に必ず情報が伝達されること、情報の伝達が地震の到達の前に必ず間に合うこと、誤報、誤差が生じないことを含むがこれらに限らない)について一切保証しません。
2 契約者は、機器又はソフトウェアの不具合・設定内容、通信回線の品質・速度、その他事由により、本サービスの品質、正確性が担保されない場合があることを予め同意するものとします。

第 6 章 損害賠償等

(損害賠償)
第19条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本サービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)にあることを当社が知った時刻から起算して、48 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。その場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した
対応する月額料金の日割り額(この場合一ヶ月を 30 日とみなします。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
2 当社は、本サービスの利用(誤差、誤報も含め緊急地震速報の発報、あるいはシステム障害、端末故障等により発報しないこと等を含みます。)により生じる結果又は本規約に従って行った行為の結果について、契約者その他いかなる者に対しても、いかなる責任も負担しないものとします。
3 地震その他の災害に伴う混乱、事故、損害については本サービスとは無関係であり、当社はいかなる場合も一切の責任を負わないものとします。
4 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
5. 本サービスは、原子力核制御、航空機飛行機制御、航空交通管制御、大量運送運行制御、生命維持、兵器発射制御など極めて高度の安全性が要求される用途でのご利用を想定しておりません。このような用途でご利用された場合の混乱、事故、損害について当社はいかなる場合も一切の責任を負わないものとします。なお、詳細なご利用方法は契約者が各受信端末等の取扱説明書を参照するものとします。

（不可抗力）
第20条 天災、地変、その他当社の責めに帰すべかざる理由により、契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社はいかなる責任も負わないものとします。

第７章 雑則

（利用に係る契約者の義務）
第21条 契約者は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないことに同意していただきます。なお、第23条（禁止事項）に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
2 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等（契約者識別符号（本サービスを利用するために当社が契約者に付与する英字及び数字の組み合せ。）及び暗証符号をいいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。
3 契約者は、本契約で受け取った緊急地震速報が不特定多数の第三者に対して通知されるおそれのある場合、緊急地震速報に関する注意事項の通知に関して、責任を負うものとします。
4 契約者は、移転やご利用のフレッツ回線サービス変更によるお客さまID/Sub Noの変更や、受信端末の変更によるMACアドレス変更等のお客様登録内容変更の際は、WEBサイト又は弊社指定の変更申込書にて、各種変更手続きを行うものとします。

（知的所有権）
第22条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物（本契約、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含む。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）及び著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条の権利をいう）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。
2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。
⑴ 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
⑵ 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
⑶ 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・担保設定等しないこと。
⑷ 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

（禁止事項）
第23条 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
⑴ 本サービスを原子力核制御・航空機飛行機制御・航空交通管制御・大量運送運行制御・生命維持・兵器発射制御など極めて高度の安全性が要求される用途で利用する行為。
⑵他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
⑶ 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
⑷ 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
⑸ （詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
⑹ 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
⑺ 他人になりすまして本サービスを利用する行為
⑻ 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
⑼ 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為

(10) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態度でリンクをはる行為
(11) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報を Web サイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
(12) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
(13) 本サービスにより得た情報を第三者に再配信する行為

(法令に規定する事項)
第24条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(個人情報の保護)
第25条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

(契約者への通知)
第26条 契約者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。
(1) 本サービスを掲載した当社のWebサイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対し通知が完了したものとみなします。
(2) 契約者が契約を締結した際又はその後に、当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、あるいはFAX番号宛にFAXを送信して行います。
(3) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。

(紛争の解決)
第27条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
2 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。
3 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則(平成 22 年 3 月 5 日 NOS901246 号)
この規約は、平成 22 年 3 月 23 日より実施します。

附則
(実施時期)
1 この規約改正は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

附則(平成 24 年 12 月 20 日 AC ア 201479 号)
(実施時期)
1 この規定改定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

附則(平成 25 年 11 月 22 日 ACサ第 300922 号)
1 この改正規定は、平成 25 年 11 月 29 日から実施します。

附則(平成 26 年 3 月 11 日 AC企 300165 号)

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。